

船員派遣事業の許可は・・・

1 許可申請

船員派遣事業を行おうとする場合は、次に掲げる書類を事業主の主たる事務所を管轄する地方運輸局（以下、「事業主管轄運輸局」という。）を經由して国土交通大臣に提出しなければなりません。

なお、許可は、国土交通省における審査、船員中央労働委員会の意見聴取等の手続を経て行われますので、許可申請は、十分な時間的余裕を持って行う必要があります。

（許可申請書には、手数料として [142,800円 + 71,300円 × (船員派遣事業を行う事業所数 - 1)] の収入印紙を貼付する必要がありますが、事業主管轄運輸局の指示に従ってください。なお、収入印紙が消印された後は、手数料は返却されません。また、申請は事業主単位（会社単位）で行うものですが、申請の際は船員派遣事業を行おうとする事業所の名称等を の申請書に記載するとともに、 印の書類を事業所ごとに提出しなければなりません。）

船員派遣事業許可・許可有効期間更新申請書（様式第3号）

船員派遣事業計画書（様式第4号）

次表に掲げる添付書類

法人の場合	個人の場合
定款又は寄附行為 登記簿謄本 役員住民票の写し及び履歴書 貸借対照表及び損益計算書 法人税の納税申告書（別表1及び4）の写し 法人税の納税証明書（その2所得金額）	住民票の写し及び履歴書 所得税の納税申告書の写し 所得税の納税証明書（その2所得金額） 預金残高証明書 不動産登記簿謄本の写し 固定資産税評価額証明書（資産）
事業所の使用権を証する書類（賃貸借契約書等） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書 個人情報適正管理規程	事業所の使用権を証する書類（賃貸借契約書等） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書 個人情報適正管理規程

印は船員派遣事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要がある書類

～添付書類に関する留意事項～

履歴書には、氏名、生年月日、現住所、職歴（雇用管理歴がある場合には、雇用管理歴を記載してください。）、役職員への就任解任の状況、賞罰について記載してください。

2 許可要件

船員派遣事業の許可を受けるためには、船員職業安定法第56条第1号から第6号に掲げる欠格事由(禁固以上の刑又は政令で定める労働法等に違反して罰金の刑に処され、その後5年を経過しない等)に該当しないことのほか、次の基準を満たす必要があります。

～許可基準～

- 1 船員職業安定法第57条第1項第1号の要件(申請者が、当該事業の派遣船員に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。)

〔 派遣船員を雇用する者と指揮命令する者が分離するという特性にかんがみ、派遣船員に対する適切な雇用管理能力を要求することにより、派遣船員の保護及び雇用の安定を図るため、次のような事項につき判断する。 〕

(1) 派遣元責任者に関する判断

イ 派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が所定の要件を満たして適切に選任及び配置されること。

- ・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。
船員職業安定法第76条の規定により、未成年者でなく、船員職業安定法第56条第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
(「船員派遣元事業主の講ずべき措置は・・・」9(1)(18ページ)参照)
船員職業安定法施行規則第36条で定める要件を満たす派遣元責任者の選任がなされること。(「船員派遣元事業主の講ずべき措置は・・・」9(2)(19ページ)参照)

次のいずれかに該当する者であること。

- () 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者
この場合において、「雇用管理の経験」とは、船員に係る人事又は労務の担当者(事業主(法人の場合はその役員)、支店長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。)であったと評価できること、又は船員派遣事業における派遣船員の労務の担当者であったことをいう。
- () 成年に達した後の雇用管理の経験と派遣船員としての業務の経験とを合わせた期間が3年以上の者(ただし、雇用管理の経験が1年以上ある者に限る。)
- () 成年に達した後の雇用管理の経験と船員の職業経験とを合わせた期間が5年以上の者(ただし雇用管理の経験が1年以上ある者に限る。)
- () 成年に達した後、船員職業安定行政又は船員労働基準行政に3年以上の経験を有する者
- () 成年に達した後、船員職業紹介事業の従事者として3年以上の経験を有する者
- () 成年に達した後、船員労務供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者

その他雇用管理を適正に行い得る能力を有する者であること。

- ロ 派遣元責任者が不在の場合の臨時的職務代行者があらかじめ選任されること。

(2) 船員派遣元事業主に関する判断

船員派遣元事業主(法人の場合はその役員を含む。)が、船員保険の適用等派遣船員の福祉の増進を図ることが見込まれる等適正な雇用管理を期待し得るものであること。

(3) 教育訓練に関する判断

派遣船員に対する能力開発体制が整備されていること。

- ・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。
派遣船員に係る教育訓練に関する計画が適切に策定されていること。
教育訓練の実施について責任者が配置され、教育訓練を行うに適した施設、設備等を用いて教育訓練を行う等能力開発体制の整備がなされていること。

2 法第57条第1項第2号の要件(個人情報 を適正に管理し、及び派遣船員等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。)

〔 業務の過程で得た派遣船員等の個人情報を管理する能力を要求することにより、派遣船員等の個人情報を適正に管理し、秘密を守るため、次のような事項につき判断する。 〕

派遣船員等の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されており、かつ、個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

- ・ 派遣船員等の個人情報を適正に管理するために必要な措置について、法及び船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に従った個人情報適正管理規程が定められていることが必要です。

3 法第57条第1項第3号の要件(1及び2のほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。)

〔 船員派遣事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等一定以上の事業遂行能力を要求することにより、船員派遣事業を海上労働力需給調整システムの一つとして適正かつ有効に機能させ、派遣船員の保護及び雇用の安定を図るため、次のような事項につき判断する。 〕

(1) 財産的基礎に関する判断(事業主(法人又は個人)単位で判断)

- イ 資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。)が、1千万円に当該事業主が船員派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。
- ロ イの基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ハ 事業資金として自己名義の現金・預金の額が、8百万円に当該事業主が船員派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。

(2) 組織的基礎に関する判断

船員派遣元事業主内において、船員派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、指揮命令系統が複数となるなど指揮命令に混乱の生ずるようなものではないこと。

(3) 事業所に関する判断

事業所について、事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、船員派遣事業を行うのに適切であること。

(4) 船員派遣事業において事業停止命令を受けた者が、当該停止期間中に、許可を受けようとするものではないことその他船員派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。